条例制定改廃調書 条例改正に伴う新旧対照表

令和6年

奈良市議会12月定例会

1 名 称	奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供							
1 名 你	に関する条例の一部を改正する条例							
2 制定改廃	・地方公共団体情報システムの標準化に関す	4 制定改廃	1. 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関					
の根拠法令、	る法律(令和3年法律第40号)第5条第	の概要	する事務を独自利用事務として加える。 (別表第1関係)					
関係通達等	1項に規定する地方公共団体情報システム							
	の標準化の推進を図るための基本的な方針		2. 既に規定している事務についても、住登外者の情報を連携し					
	・地方公共団体情報システムの標準化に伴う		て利用できるよう、それぞれの事務の特定個人情報の欄に住登					
	番号利用法第9条第2項に規定する条例の		外者宛名情報を加える。(別表第2関係)					
	整備について(令和6年4月4日付デ社第							
	187号デジタル庁デジタル社会共通機能		3. 教育委員会が、市長部局の管理する住登外者宛名情報を連携					
	グループ通知)		できるよう規定する。(別表第3関係)					
3 制定改廃	・地方税等の情報システムを令和7年度末ま							
の理由	でに全国で標準化することに伴い、住登外							
	者の情報の管理を行う「住登外者宛名番号							
	管理機能」が共通機能として標準化の仕様							
	書に規定されることとなった。当該管理機							
	能を扱う事務については、個人番号の独自							
	利用を行う事務として条例に規定する必要							
	があるため所要の改正を行うもの。							
5 施行期日	公布の日	所管部課	総合政策部 DX推進課					

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対 照表

			現行		改正案						
別表	J表第1 (第4条関係)					別表第1(第4条関係)					
	機関	事務			栈	幾関		事務			
B	佫	略			略		略				
	12 市長	略			12	市長	 略				
					<u>13</u>	市長	住登外者宛名番号管	理機能による住登外者の情報の管理に			
						関する事務であって	規則で定めるもの				
	<u>l3</u> 教育	略		<u>14</u>	教育	略					
	委員会				委	員会					
1	<u>l4</u> 教育	略			<u>15</u>	教育	略				
L	委員会				委	員会					
					<u>16</u>	<u>教育</u>	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に				
					委	員会	関する事務であって	規則で定めるもの			
引表 「	第2(第	(4条関係) 	1	別表	表第 2	2 (第	4条関係)	1			
-	機関	事務	特定個人情報		栈	幾関	事務	特定個人情報			
	1 市長	奈良市子ども医療費	略		1	市長	奈良市子ども医療費	略			
		の助成に関する条例	国民健康保険法(昭和33年法律第192				の助成に関する条例	国民健康保険法(昭和33年法律第192			
		による子どもに対す	号) 又は高齢者の医療の確保に関する				による子どもに対す	号) 又は高齢者の医療の確保に関する			
		る医療費の助成に関	法律(昭和57年法律第80号)による医				る医療費の助成に関	法律 (昭和57年法律第80号) による医			
		する事務であって規	療に関する給付の支給又は保険料の				する事務であって規	療に関する給付の支給又は保険料の			
		則で定めるもの	徴収に関する情報(以下「医療保険給				則で定めるもの	徴収に関する情報(以下「医療保険給			
			付関係情報」という。)であって規則					付関係情報」という。)であって規則			
			で定めるもの					で定めるもの			

健康保険法(大正11年法律第70号)、

	一
現行	改正案
現行 船員保険法(昭和14年法律第73号)、 私立学校教職員共済法(昭和28年法律 第245号)、国家公務員共済組合法(昭 和33年法律第128号)、地方公務員等 共済組合法(昭和37年法律第152号) その他の法令による医療に関する給 付の支給又は保険料の徴収に関する 情報であって規則で定めるもの 略 奈良市心身障害者医療費の助成に関 する条例による心身障害者に対する 医療費の助成に関する情報(以下「心 身障害者医療費助成関係情報」とい う。)であって規則で定めるもの	略 奈良市心身障害者医療費の助成に関 する条例による心身障害者に対する 医療費の助成に関する情報(以下「心 身障害者医療費助成関係情報」とい う。)であって規則で定めるもの 住登外者宛名番号管理機能による住 登外者の情報の管理に関する情報(以
2 市長 小児慢性特定疾病児 略 童等に対する日常生 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進 活用具の給付に関す 並びに永住帰国した中国残留邦人等 る事務であって規則 で定めるもの る法律(平成6年法律第30号)による 支援給付又は配偶者支援金の支給に 関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの	立方信報の管理に関する情報(水下「住登外者宛名情報」という。)であって規則で定めるもの

		現行		改正案				
						住登外者宛名情報であって規則で定 めるもの		
3 市		略	3	市長	奈良市営住宅条例に			
		住民基本台帳法(昭和42年法律第81		, , ,		住民基本台帳法(昭和42年法律第81		
		号) 第7条第4号に規定する事項(以				号)第7条第4号に規定する事項(以		
		下「住民票関係情報」という。)であ				下「住民票関係情報」という。)であ		
		って規則で定めるもの				って規則で定めるもの		
						住登外者宛名情報であって規則で定		
						めるもの		
4 市	長 奈良市改良住宅条例	略	4	市長	奈良市改良住宅条例	略		
	による改良住宅等の	住民票関係情報であって規則で定め			による改良住宅等の	住民票関係情報であって規則で定め		
	管理に関する事務で	るもの			管理に関する事務で	るもの		
	あって規則で定める				あって規則で定める	住登外者宛名情報であって規則で定		
	もの				もの	めるもの		
5 市	長 奈良市コミュニティ	略	5	市長	奈良市コミュニティ	略		
	住宅条例によるコミ	住民票関係情報であって規則で定め			住宅条例によるコミ	住民票関係情報であって規則で定め		
	ュニティ住宅の管理	るもの			ュニティ住宅の管理	るもの		
	に関する事務であっ				に関する事務であっ	住登外者宛名情報であって規則で定		
	て規則で定めるもの				て規則で定めるもの	めるもの		
6 市县	長 奈良市ひとり親家庭	略	6	市長	奈良市ひとり親家庭	略		
	等医療費の助成に関	心身障害者医療費助成関係情報であ			等医療費の助成に関	心身障害者医療費助成関係情報であ		
	する条例によるひと	って規則で定めるもの			する条例によるひと	って規則で定めるもの		
	り親家庭等の配偶者				り親家庭等の配偶者	住登外者宛名情報であって規則で定		
	のない者及び児童に				のない者及び児童に	めるもの		
	対する医療費の助成				対する医療費の助成			
	に関する事務であっ				に関する事務であっ			
	て規則で定めるもの				て規則で定めるもの			

		現行		改正案			
7 市長	奈良市心身障害者医	略	7	市長	奈良市心身障害者医	略	
	療費の助成に関する	障害者関係情報であって規則で定め			療費の助成に関する	障害者関係情報であって規則で定め	
	条例による心身障害	るもの			条例による心身障害	るもの	
	者に対する医療費の				者に対する医療費の	住登外者宛名情報であって規則で定	
	助成に関する事務で				助成に関する事務で	<u>めるもの</u>	
	あって規則で定める				あって規則で定める		
	もの				もの		
8 市長	重度心身障害者老人	略	8	市長	重度心身障害者老人	略	
	等に対する医療費の	心身障害者医療費助成関係情報であ			等に対する医療費の	心身障害者医療費助成関係情報であ	
	助成に関する事務で	って規則で定めるもの			助成に関する事務で	って規則で定めるもの	
	あって規則で定める				あって規則で定める	住登外者宛名情報であって規則で定	
	もの				もの	めるもの	
9 市長	精神障害者に対する	略	9	市長	精神障害者に対する	略	
	医療費の助成に関す	奈良市子ども医療費の助成に関する			医療費の助成に関す	奈良市子ども医療費の助成に関する	
	る事務であって規則	条例による子どもに対する医療費の			る事務であって規則	条例による子どもに対する医療費の	
	で定めるもの	助成に関する情報			で定めるもの	助成に関する情報 <u>(以下「子ども医療</u>	
		であって				費助成関係情報」という。) であって	
		規則で定めるもの				規則で定めるもの	
		略				略	
		重度心身障害者老人等に対する医療				重度心身障害者老人等に対する医療	
		費の助成に関する情報であって規則				費の助成に関する情報であって規則	
		で定めるもの				で定めるもの	
						住登外者宛名情報であって規則で定	
						めるもの	
10 市長	健康増進法(平成14	略	10	市長	健康増進法(平成14	 略	
	年法律第103号)によ	中国残留邦人等支援給付等関係情報			年法律第103号) によ	中国残留邦人等支援給付等関係情報	
	る健康増進事業の実	であって規則で定めるもの			る健康増進事業の実	であって規則で定めるもの	

現行	改正案				
施に関する事務であ って規則で定めるも の	施に関する事務であ <u>住登外者宛名情報であって規則で定</u> って規則で定めるも <u>めるもの</u>				
11 市長 特定不妊治療を受け地方税関係情報であって規則で定めた夫婦に対する治療るもの費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	11 市長 特定不妊治療を受け地方税関係情報であって規則で定めた夫婦に対する治療るもの費の助成に関する事 <u>住登外者宛名情報であって規則で定務であって規則で定めるもの</u>				
12 市長 一般不妊治療等を受地方税関係情報であって規則で定め けた夫婦に対する治 るもの 療費の助成に関する 事務であって規則で 定めるもの	12 市長 一般不妊治療等を受地方税関係情報であって規則で定め けた夫婦に対する治 療費の助成に関する 住登外者宛名情報であって規則で定 事務であって規則で 定めるもの				
13 市長 地方税法その他の地 方税に関する法律及 生活保護関係情報又は外国人生活保 びこれらの法律に基 護関係情報であって規則で定めるも づく条例による地方 の 税の賦課徴収又は地 方税に関する調査 (犯則事件の調査を 含む。)に関する事 務であって規則で定 めるもの	13 市長 地方税法その他の地略 方税に関する法律及生活保護関係情報又は外国人生活保 びこれらの法律に基護関係情報であって規則で定めるも づく条例による地方の 税の賦課徴収又は地 方税に関する調査 (犯則事件の調査を 含む。)に関する事 務であって規則で定 めるもの				
14 市長 生活保護法による保 護に準じて行う生活 障害者の日常生活及び社会生活を総 に困窮する外国人に合的に支援するための法律(平成17 対する措置の実施に年法律第123号)による自立支援給付	14 市長 生活保護法による保略 護に準じて行う生活障害者の日常生活及び社会生活を総に困窮する外国人に合的に支援するための法律(平成17 対する措置の実施に年法律第123号)による自立支援給付				

成米省ク 3						
現行	改正案					
関する事務であっての支給に関する情報	関する事務であっての支給に関する情報 (以下「自立支援					
規則で定めるものであって規	規則で定めるもの 給付関係情報」という。)であって規					
則で定めるもの	則で定めるもの					
児童扶養手当法(昭和36年法律第238	児童扶養手当法(昭和36年法律第238					
号) による児童扶養手当の支給に関す	号)による児童扶養手当の支給に関す					
る情報	る情報(以下「児童扶養手当関係情報」					
であって規則で定めるもの	という。) であって規則で定めるもの					
児童福祉法(昭和22年法律第164号)	児童福祉法(昭和22年法律第164号)					
による小児慢性特定疾病医療費、療育	による小児慢性特定疾病医療費、療育					
の給付又は障害児入所給付費の支給	の給付又は障害児入所給付費の支給					
に関する情報	に関する情報 <u>(以下「小児慢性特定疾</u>					
	病医療費等給付関係情報」という。)					
であって規則で定めるもの	であって規則で定めるもの					
母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和	母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和					
39年法律第129号)による資金の貸付	39年法律第129号)による資金の貸付					
け又は給付金に関する情報	け又は給付金に関する情報 <u>(以下「資</u>					
	金の貸付け等関係情報」という。)で					
あって規則で定めるもの	あって規則で定めるもの					
難病の患者に対する医療等に関する	難病の患者に対する医療等に関する					
法律(平成26年法律第50号)による特	法律(平成26年法律第50号)による特					
定医療費の支給に関する情報	定医療費の支給に関する情報 (以下					
	「特定医療費関係情報」という。)で					
あって規則で定めるもの	あって規則で定めるもの					
国民年金法等の一部を改正する法律	国民年金法等の一部を改正する法律					
(昭和60年法律第34号)附則第97条第	(昭和60年法律第34号)附則第97条第					
1 項の福祉手当の支給に関する情報	1 項の福祉手当の支給に関する情報					
	(以下「福祉手当関係情報」という。)					

であって規則で定めるもの 母子保健法(昭和40年法律第141号) による養育医療の給付又は養育医療 に要する費用の支給に関する情報  であって規則で定めるもの 児童手当法(昭和46年法律第73号)に よる児童手当法(昭和46年法律第73号)に よる児童手当スは特例給付の支給に 関する情報  であって規則で定めるもの 児童手当法(昭和46年法律第73号)に よる児童手当又は特例給付の支給に 関する情報  であって規則で定めるもの ・ はき外者宛名情報であって規則で定めるもの ・ はき外者宛名情報であって規則で定めるもの ・ はき外者宛名情報であって規則で定めるもの ・ は登外者宛名情報であって規則で定めるもの ・ は音を利用する事務であって規則で定めるもの ・ 保情報を利用する事務であって規則で定めるもの ・ 保情報を利用する事務であって規則で定めるもの ・ は登外者宛名情報であって規則で定めるもの ・ は世登外者宛名情報であって規則で定めるもの ・ は世登外者宛名情報であって規則で定めるもの ・ は世登外者宛名者会登地力報関係情報であって規則で定めるもの ・ は世登外者宛名を登ります。 ・ は一部のより関係情報であって規則で定めるもの ・ は一世を外者宛る情報であって規則で定めるもの ・ は一世を外者宛るを登ります。 ・ は、一世を外者宛るを登ります。 ・ は、一世を外者宛るを登ります。 ・ は、一世を外者のなので、対し、できめるもの ・ は、一世を外者のなので、対し、できめるもの ・ は、一世を外者のなるを登ります。 ・ は、一世を外者のなるを登ります。 ・ は、一世を外者のなるとの ・ は、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本の	成米省ケージン							
母子保健法(昭和40年法律第141号)による義育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	現行	改正案						
による養育医療の給付又は養育医療 に要する費用の支給に関する情報	であって規則で定めるもの	であって規則で定めるもの						
に要する費用の支給に関する情報	母子保健法(昭和40年法律第141号)	母子保健法(昭和40年法律第141号)						
下「養育医療の給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの   児童手当法(昭和46年法律第73号)に   よる児童手当又は特例給付の支給に   関する情報	による養育医療の給付又は養育医療	による養育医療の給付又は養育医療						
であって規則で定めるもの 児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付の支給に関する情報 であって規則で定めるもの 児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付の支給に関する情報 であって規則で定めるもの もの  15 市長 特定個人番号利用事外国人生活保護関則で定めるもの 係情報を利用する事務であって規則で定めるもの 係情報を利用する事務であって規則で定めるもの 係情報を利用する事務であって規則で定めるもの のは 世登外者宛名番号管地方税関係情報であって規則で定めるもの と 世登外者宛名番号管地方税関係情報であって規則で定めるもの を は登外者宛名番号管地方税関係情報であって規則で定めるもの を は登外者宛名番号管地方税関係情報であって規則で定めるもの を は登外者宛る番号管地方税関係情報であって規則で定めるもの の は かまる事務であって規 の で定めるもの ・ おまる。 ・ なまるに関して定めるもの ・ なまるを受かる。 ・ なまるを受け関係情報であって規 の で定めるもの ・ なまるを受かる。 ・ なまるを受け関係情報であって規 の で定めるもの ・ なまるを受け関係情報であって規 の できなるもの ・ なまるを受け関係情報であるの ・ なまるを受け関係情報であるの ・ なまるを使います。 ・ なまるを使いまするを使います。 ・ なまるを使います。 ・ なまるを使います。 ・ なまるを使います。 ・ なまるを使います。 ・ なまるを使いまするを使います。 ・ なまるを使いまするを使いまする ・ なまるを使いまするを使います。 ・ なまるを使いまするを使います。 ・ なまるを使いまるを使いまするを使いまするを使いまする。 ・ なまるを使いまするを使いまするを使いまするを使いまする。 ・ なまるを使いまするを使いまするを使いまする。 ・ なまるを使いまするを使いまするを使いまする。 ・ なまるを使いまるを使いまするを使いまするを使いまする。 ・ なまるを使いまするを使いまるを使いまするを使いまする。 ・ なまるを使いまるを使いまするを使いまする。 ・ なまるを使	に要する費用の支給に関する情報	に要する費用の支給に関する情報 <u>(以</u>						
児童手当法 (昭和46年法律第73号) による児童手当文は特例給付の支給に関する情報   児童手当法 (昭和46年法律第73号) による児童手当又は特例給付の支給に関する情報   アあって規則で定めるもの   住登外者宛名情報であって規則で定めるもの   住登外者宛名情報であって規則で定めるもの   保情報を利用する事務であって規則で定めるもの   保情報を利用する事務であって規則で定めるもの   保情報を利用する事務であって規則で定めるもの   保情報を利用する事務であって規則で定めるもの   保情報を利用する事務であって規則で定めるもの   保情報を利用する事務であって規則で定めるもの   大きの情報を利用する事性を利用する事務であって規則で定めるもの   大きの情報を利用する事務であって規則で定めるもの   大きの情報の管理に関を療保険給付関係情報であって規則で定めるもの   大きの情報の管理に関を療保険給付関係情報であって規則で定めるもの   大きの情報の管理に関を存保険給付関係情報であって規則で定めるもの   大きの情報の管理に関を存保険給付関係情報であって規則で定めるもの   大きの情報の管理に関を存保険給付関係情報であって規則で定めるもの   大きの情報の管理に関を存保険給付関係情報であって規則で定めるもの   大きの情報の管理に関を存保険給付関係情報であって規則で定めるもの   大きの情報で使用に関を存保を発行関係情報であって規則で定めるもの   大きの情報であって規則で定めるもの   大きの情報であって規則で定めるもの   大きの情報であって規則で定めるもの   大きの情報であって規則で定めるも		下「養育医療の給付等関係情報」とい						
よる児童手当又は特例給付の支給に関する情報	であって規則で定めるもの	<u>う。)</u> であって規則で定めるもの						
関する情報   関する情報   以下「児童手当等関係情報」という。)であって規則で定めるもの   住登外者宛名情報であって規則で定めるもの   住登外者宛名情報であって規則で定めるもの   係情報を利用する事務であって規則で定めるもの   係情報を利用する事務であって規則で定めるもの   保情報を利用する事務であって規則で定めるもの   保情報を利用する事務であって規則で定めるもの   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日	児童手当法(昭和46年法律第73号)に	児童手当法(昭和46年法律第73号)に						
であって規則で定めるもの 15 市長 特定個人番号利用事外国人生活保護関係情報であって規 務のうち生活保護関則で定めるもの 係情報を利用する事務であって規則で定めるもの 係情報を利用する事務であって規則で定めるもの 係情報を利用する事務であって規則で定めるもの 係情報を利用する事件 務であって規則で定めるもの 係情報を利用する事件 のよもの 16 市長 住登外者宛名番号管地方税関係情報であって規則で定めるもの 建造外者宛名番号管地方税関係情報であって規則で定めるもの 連機能による住登外 るもの 者の情報の管理に関医療保険給付関係情報であって規則する事務であって規 則で定めるもの りで定めるもの 単活保護関係情報であって規則で定めるもの 単活保護関係情報であって規則で定めるもの と話保護関係情報であって規則で定めるもの を主活保護関係情報であって規則で定めるもの	よる児童手当又は特例給付の支給に	よる児童手当又は特例給付の支給に						
もの	関する情報	関する情報 (以下 「児童手当等関係情						
15 市長 特定個人番号利用事外国人生活保護関係情報であって規   務のうち生活保護関則で定めるもの	であって規則で定める	<u>報」という。)</u> であって規則で定める						
あるもの	もの	₹0						
15 市長 特定個人番号利用事外国人生活保護関係情報であって規 務のうち生活保護関則で定めるもの 係情報を利用する事 務であって規則で定 めるもの		住登外者宛名情報であって規則で定						
務のうち生活保護関則で定めるもの 係情報を利用する事 務であって規則で定 めるもの  16 市長 住登外者宛名番号管 地方税関係情報であって規則で定め 理機能による住登外 るもの 者の情報の管理に関 医療保険給付関係情報であって規則 する事務であって規 リで定めるもの  別で定めるもの  16 市長 住登外者宛名番号管 地方税関係情報であって規則 で定めるもの と変による住登外 るもの を変になるもの のでであるもの のでであるもの と変には、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないで		めるもの						
係情報を利用する事務であって規則で定めるもの  16 市長 住登外者宛名番号管地方税関係情報であって規則で定めるもの  16 市長 住登外者宛名番号管地方税関係情報であって規則で定め 理機能による住登外 るもの 者の情報の管理に関 医療保険給付関係情報であって規則 する事務であって規 で定めるもの 則で定めるもの 別で定めるもの 生活保護関係情報であって規 則で定めるもの 生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるも	15 市長 特定個人番号利用事外国人生活保護関係情報であって規	15 市長 特定個人番号利用事外国人生活保護関係情報であって規						
務であって規則で定めるもの    16 市長 住登外者宛名番号管地方税関係情報であって規則で定め   理機能による住登外 るもの	務のうち生活保護関則で定めるもの	務のうち生活保護関則で定めるもの						
めるもの	係情報を利用する事	係情報を利用する事 <mark>住登外者宛名情報であって規則で定</mark>						
16 市長 住登外者宛名番号管 地方税関係情報であって規則で定め 理機能による住登外 るもの 者の情報の管理に関医療保険給付関係情報であって規則 する事務であって規で定めるもの 則で定めるもの りで定めるもの 生活保護関係情報又は外国人生活保 護関係情報であって規則で定めるも	務であって規則で定	務であって規則で定 <mark>めるもの</mark>						
理機能による住登外るもの 者の情報の管理に関医療保険給付関係情報であって規則 する事務であって規 可定めるもの 則で定めるもの りで定めるもの 生活保護関係情報又は外国人生活保 護関係情報であって規則で定めるも	めるもの	めるもの						
者の情報の管理に関医療保険給付関係情報であって規則 する事務であって規で定めるもの 則で定めるもの		16 市長 住登外者宛名番号管地方税関係情報であって規則で定め						
する事務であって規       で定めるもの         則で定めるもの       介護保険等給付関係情報であって規         則で定めるもの       生活保護関係情報又は外国人生活保         護関係情報であって規則で定めるも		理機能による住登外るもの						
則で定めるもの       介護保険等給付関係情報であって規則で定めるもの         生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるも		者の情報の管理に関医療保険給付関係情報であって規則						
<u>則で定めるもの</u> <u>生活保護関係情報又は外国人生活保</u> 護関係情報であって規則で定めるも		する事務であって規で定めるもの						
生活保護関係情報又は外国人生活保 護関係情報であって規則で定めるも		則で定めるもの 介護保険等給付関係情報であって規						
護関係情報であって規則で定めるも		則で定めるもの						
		生活保護関係情報又は外国人生活保						
		護関係情報であって規則で定めるも						
		<u></u>						

中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 壁舎者関係情報であって規則で定めるもの 型を扶養手当関係情報であって規則で定めるもの 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの 小児侵性特定疾病医療費等給付関係 情報であって規則で定めるもの 資金の貸付け等関係情報であって規則で定めるもの 程定医療費関係情報であって規則で定めるもの 温祉手当関係情報であって規則で定めるもの 遅かるもの と変わるもの	現行	改正案
であって規則で定めるもの   障害者関係情報であって規則で定めるもの   自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの   児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの   小児慢性特定疾病医療費等給付関係  情報であって規則で定めるもの   資金の貸付け等関係情報であって規則で定めるもの   特定医療費関係情報であって規則で定めるもの   塩祉手当関係情報であって規則で定めるもの   選査医療の給付等関係情報であって規則で定めるもの   としまりを表します。		
<ul> <li>適害者関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>小児侵性特定疾病医療費等給付関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>資金の貸付け等関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>特定医療費関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>福祉于当関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>塩がよりの</li> <li>養育医療の給付等関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>児童手当等関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>生民票関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>生民票関係情報であって規則で定めるもの</li> </ul>		
2 もの   自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの   児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの   小児慢性特定疾病医療費等給付関係   情報であって規則で定めるもの   資金の貸付け等関係情報であって規則で定めるもの   特定医療費関係情報であって規則で定めるもの   福祉手当関係情報であって規則で定めるもの   運動を引き、		
自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの 小児慢性特定疾病医療費等給付関係情報であって規則で定めるもの 資金の貸付け等関係情報であって規則で定めるもの 特定医療費関係情報であって規則で定めるもの 福祉手当関係情報であって規則で定めるもの 養育医療の給付等関係情報であって規則で定めるもの 児童手当等関係情報であって規則で定めるもの 児童手当等関係情報であって規則で定めるもの 児童手当等関係情報であって規則で定めるもの		
児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの     小児慢性特定疾病医療費等給付関係     情報であって規則で定めるもの     資金の貸付け等関係情報であって規     則で定めるもの     特定医療費関係情報であって規則で定めるもの     福祉手当関係情報であって規則で定めるもの     養育医療の給付等関係情報であって規則で定めるもの     見童手当等関係情報であって規則で定めるもの     兄童手当等関係情報であって規則で定めるもの     日を実関係情報であって規則で定めるもの     日を実関係情報であって規則で定めるもの		自立支援給付関係情報であって規則
児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの     小児慢性特定疾病医療費等給付関係     情報であって規則で定めるもの     資金の貸付け等関係情報であって規     則で定めるもの     特定医療費関係情報であって規則で定めるもの     福祉手当関係情報であって規則で定めるもの     養育医療の給付等関係情報であって規則で定めるもの     児童手当等関係情報であって規則で定めるもの     兄童手当等関係情報であって規則で定めるもの     兄童のもの     日本の表して規則で定めるもの     日本の表して規則で定めるもの     日本の表して規則で定めるもの     日本の表して規則で定めるもの		で定めるもの
で定めるもの 小児慢性特定疾病医療費等給付関係 情報であって規則で定めるもの 資金の貸付け等関係情報であって規 則で定めるもの 特定医療費関係情報であって規則で 定めるもの 福祉手当関係情報であって規則で定 めるもの 養育医療の給付等関係情報であって 規則で定めるもの 児童手当等関係情報であって規則で 定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの		児童扶養手当関係情報であって規則
情報であって規則で定めるもの 資金の貸付け等関係情報であって規 則で定めるもの 特定医療費関係情報であって規則で 定めるもの 福祉手当関係情報であって規則で定 めるもの 養育医療の給付等関係情報であって 規則で定めるもの 児童手当等関係情報であって規則で 定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの		
資金の貸付け等関係情報であって規 則で定めるもの 特定医療費関係情報であって規則で 定めるもの 福祉手当関係情報であって規則で定 めるもの 養育医療の給付等関係情報であって 規則で定めるもの 児童手当等関係情報であって規則で 定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの		小児慢性特定疾病医療費等給付関係
則で定めるもの         特定医療費関係情報であって規則で定めるもの         福祉手当関係情報であって規則で定めるもの         養育医療の給付等関係情報であって規則で定めるもの         児童手当等関係情報であって規則で定めるもの         住民票関係情報であって規則で定めるもの		情報であって規則で定めるもの
特定医療費関係情報であって規則で 定めるもの 福祉手当関係情報であって規則で定 めるもの 養育医療の給付等関係情報であって 規則で定めるもの 児童手当等関係情報であって規則で 定めるもの 住民票関係情報であって規則で定め るもの		資金の貸付け等関係情報であって規
特定医療費関係情報であって規則で 定めるもの 福祉手当関係情報であって規則で定 めるもの 養育医療の給付等関係情報であって 規則で定めるもの 児童手当等関係情報であって規則で 定めるもの 住民票関係情報であって規則で定め るもの		則で定めるもの
定めるもの 福祉手当関係情報であって規則で定 めるもの 養育医療の給付等関係情報であって 規則で定めるもの 児童手当等関係情報であって規則で 定めるもの 住民票関係情報であって規則で定め るもの		
福祉手当関係情報であって規則で定めるもの 養育医療の給付等関係情報であって 規則で定めるもの 児童手当等関係情報であって規則で 定めるもの 住民票関係情報であって規則で定め るもの		
めるもの         養育医療の給付等関係情報であって         規則で定めるもの         児童手当等関係情報であって規則で         定めるもの         住民票関係情報であって規則で定めるもの		福祉手当関係情報であって規則で定
規則で定めるもの         児童手当等関係情報であって規則で定めるもの         住民票関係情報であって規則で定めるもの		めるもの
児童手当等関係情報であって規則で定めるもの         住民票関係情報であって規則で定めるもの		養育医療の給付等関係情報であって
定めるもの       住民票関係情報であって規則で定めるもの		規則で定めるもの
住民票関係情報であって規則で定めるもの		児童手当等関係情報であって規則で
<u>るもの</u>		定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定め
子ども医療費助成関係情報であって		
		子ども医療費助成関係情報であって
規則で定めるもの		
ひとり親家庭等医療費助成関係情報		
であって規則で定めるもの		

現行						改正案					
									心身隊	章害者医療費	費助成関係情報であ
									ってキ	見則で定める	もの
									重度。	心身障害者者	<b>老人等に対する医療</b>
									費の月	助成に関する	る情報であって規則
										<u> </u>	
						17 市					服であって規則で定
								掲げる事務(準法	めるも	<u>5の</u>	
						10 41		事務を含む。 <u>)</u>	nt Le	V == 14 14 14	
											であって規則で定め
						安貝		幾能による住登外の集却の第四に関			17.14.41.14.11
											限又は外国人生活保 って規則で定めるも
								_	<u>暖)り</u> の	ポ	フて規則で足めるも
別月	長第3(第5条	· 関係)			別表	L 長第 3			<u> </u>		
73 13	情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報		情報則	照会機 関	事務		情報提供機関	特定個人情報
	略	略	略	略		略		略		略	略
	2 教育委	略	略	略		2 教	育委	略		略	略
	員会					員会	•				
						<u>3</u> 教	育委	住登外者宛名番号	<del>}</del> 管理	市長	住登外者宛名情報
						<u>員会</u>	<u>:</u>	機能による住登タ		1	であって規則で定
								情報の管理に関す		1	<u> めるもの</u>
								務であって規則で	<u>で</u> 定め		
								<u> るもの</u>			

1	名 称	奈良市コミュニティセンター条例		
3	制定改廃の根拠連等 制度 改善 関係 通達等 おり で と の で の で の で の で の で の で の で の で の で	・共生社会の実現に向けた幅広い啓発、事業等を行い、多様化する課題に対応する施設として、コミュニティセンター(以下「センター」という。)を設置するもの。	4 制定改廃の概要	1. センターの名称及び位置について(第2条関係) (1) 名称 奈良市中コミュニティセンター (2) 位置 奈良市畑中町4番地の4  2. センターで行う事業について(第3条関係) (1) 共生社会の実現に向けた啓発等に関する事業 (2) 住民交流の促進に関する事業 (3) その他センターの設置目的を達成するために必要な事業  3. 指定管理者が行う業務について(第4条関係) (1) センターで行う事業の実施に関すること。 (2) センターの使用承認及び使用制限に関すること。 (3) 施設及び附属設備の維持管理に関すること。 (4) その他市長が定めること。  4. 奈良市人権文化センター条例(平成14年奈良市条例第17号)の一部改正について(附則第3項関係) 第2条の表奈良市中人権文化センターの項を削る。  5. その他所要の改正を行う。(附則第4項関係)
5	施行期日	令和7年4月1日	所管部課	市民部 共生社会推進課

#### 奈良市人権文化センター条例 新旧対照表 (附則第3項による改正)

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1行		改正案			
(名称及び位置)	(名称及び位置)					
第2条 センターの名称及び位置は、	第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。			次のとおりとする。		
名称	位置		名称	位置		
奈良市北人権文化センター	略		奈良市北人権文化センター	略		
奈良市中人権文化センター	奈良市畑中町4番地の4					
奈良市東人権文化センター	略		奈良市東人権文化センター	略		
奈良市南人権文化センター	略		奈良市南人権文化センター	略		
			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	,		

議案番号 93

#### 奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保に関する条例 新旧対照表 (附則第4項による改正)

現行	改正案
別表(第4条関係)	別表(第4条関係)
1 次に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含	1 次に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含
む。)の周囲200メートル以内の区域	む。)の周囲200メートル以内の区域
(1)~(7) 略	(1)~(7) 略
(8) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項第11号に掲げる	(8) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項第11号に掲げる
隣保事業により設置された人権文化センター	隣保事業により設置された人権文化センター <u>及びコミュニティセンタ</u>
	<u>—</u>
(9)・(10) 略	(9)・(10) 略
2 略	2 略

### 奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例 新旧対照表 (附則第4項による改正)

現行	改正案					
別表第3 (第4条関係)	別表第3 (第4条関係)					
(1)~(3) 略	(1)~(3) 略					
(4) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項第11号に掲げる隣	(4) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項第11号に掲げる隣					
保事業により設置された人権文化センター	保事業により設置された人権文化センター <u>及びコミュニティセンター</u>					
(5) 略	(5) 略					

1 名 称	奈良市一時保護施設の設備及び運営に関する基準	隼を定める条例	I
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等	<ul> <li>・児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)第2条による児童福祉法(昭和22年法律第164号)の一部改正</li> <li>・一時保護施設の設備及び運営に関する基準(令和6年内閣府令第27号。以下「基準府令」という。)</li> </ul>	4 制定改廃 の概要	1.条例の構造について 本市の独自基準を規定するとともに、基準府令どおりの基準と する部分については基準府令を引用する旨の規定を置く。 2. 本市の独自基準について (1)子どもの最善の利益の考慮(第4条関係) (2)非常災害対策の特例(第5条関係) (3)暴力団の排除(第6条関係) (4)食事の特例(第7条関係)
3 制定改廃の理由	・上記の法律の一部改正に伴い、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の養護が図られた児童福祉施策を推進するため、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定する。		
5 施行期日	公布の日	所管部課	子ども未来部 一時保護課

1 名 称	奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を	を改正する条例	
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等	・印鑑登録証明事務処理要領の一部改正について(通知)(平成31年4月17日付総行住第59号総務省自治行政局住民制度課長通知)	4 制定改廃 の概要	<ol> <li>登録する印鑑に表示できる事項に旧氏を加える。(第3条関係)</li> <li>印鑑登録原票の登録事項に旧氏を加える。(第5条関係)</li> <li>印鑑登録の抹消の原因となる事項に旧氏の変更を加える。(第11条関係)</li> </ol>
3 制定改廃 の理由	・社会のさまざまな活動の場面で旧氏を使用しやすくするため、上記通知により印鑑登録において登録する印鑑に旧氏を使用することができるよう印鑑登録証明事務処理要領が改正されたことに伴い、本市においても、旧氏による印鑑登録ができるよう条例の規定を整備するもの。		
5 施行期日	令和7年1月6日	所管部課	市民部 市民課

#### 奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
(登録印鑑)	(登録印鑑)
第3条略	第3条 略
2 次の各号のいずれかに該当する印鑑は、登録することができない。	2 次の各号のいずれかに該当する印鑑は、登録することができない。
(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名	(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名 <u>、旧氏(住民基本台帳</u>
	法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。)第30条の13に規
	<u>定する旧氏をいう。以下同じ。)</u> 若しくは通称( <u>令</u>
<u>(昭和42年政令第292号)</u> 第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下	
同じ。)又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表し	同じ。)又は氏名 <u>、旧氏</u> 若しくは通称の一部を組み合わせたもので表し
ていないもの	ていないもの
(2) 職業、商標その他氏名又は通称以外の事項を表しているもの	(2) 職業、商標その他氏名 <u>、旧氏</u> 又は通称以外の事項を表しているもの
(3)~(6) 略	(3)~(6) 略
3 略	3 略
(印鑑の登録)	(印鑑の登録)
第5条 略	第5条 略
$2\sim5$ 略	2~5 略
6 市長は、第2項又は第4項の規定により第1項の確認をした場合は、印	6 市長は、第2項又は第4項の規定により第1項の確認をした場合は、印
鑑登録原票に次に掲げる事項を登録するものとする。	鑑登録原票に次に掲げる事項を登録するものとする。
(1)~(3) 略	(1)~(3) 略
(4) 氏名(	(4) 氏名(氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏が記録されている場
	合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称が記録
されている場合にあつては、氏名及び通称 )	されている場合にあつては <u>氏名及び当該通称</u> )
(5)~(7) 略	(5)~(7) 略
7 略	7 略
(印鑑登録証の再交付)	(印鑑登録証の再交付)
第7条 登録者は、印鑑登録証を著しく汚染し、又は <u>き損</u> した場合において、	第7条 登録者は、印鑑登録証を著しく汚染し、又は <u>毀損</u> した場合において、

現行	改正案
登録番号が確認できるときは、印鑑登録証の再交付を受けることができる。	登録番号が確認できるときは、印鑑登録証の再交付を受けることができる。
$2\sim4$ 略	$2\sim4$ 略
(印鑑登録の抹消)	(印鑑登録の抹消)
第11条 市長は、登録者が次のいずれかに該当する場合は、当該登録者に係	第11条 市長は、登録者が次のいずれかに該当する場合は、当該登録者に係
る印鑑の登録を抹消するものとする。	る印鑑の登録を抹消するものとする。
(1)・(2) 略	(1)・(2) 略
(3) 氏名、氏	(3) 氏名、氏 <u>(氏に変更があつた者にあつては、住民票に記録されてい</u>
又は名(外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮	<u>る旧氏を含む。)</u> 又は名(外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮
名表記を含む。)の変更(登録されている印影を変更する必要のない場	名表記を含む。) の変更(登録されている印影を変更する必要のない場
合を除く。)をしたとき。	合を除く。)をしたとき。
(4)~(7) 略	(4)~(7) 略
2 略	2 略

1 名 称	奈良市土砂等による土地の埋立て等の規制に関	する条例を廃止	する条例
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等	・宅地造成等規制法の一部を改正する法律 (令和4年法律第55号)	4 制定改廃 の概要	1. この条例を廃止する。
3 制定改廃の理由	・宅地造成等規制法の一部改正に伴い、今後 は土砂等による土地の埋立て等について、 同法による全国一律の基準で包括的な規制 が行われることから、現行条例を廃止す る。		
5 施行期日	令和7年4月1日	所管部課	環境部 廃棄物対策課

1	名 称	奈良市地域ふれあい会館条例の一部を改正する。	条例	
3	制定改廃の根拠法等の根拠達等の理由を改廃の関係通常の理由を改廃の理由を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	・奈良帝塚山地区に地域ふれあい会館を新設 し、地域の交流活動及び福祉活動の拠点と するため。	4 制定改廃の概要	<ol> <li>奈良市帝塚山地域ふれあい会館を新設する。(第2条関係)</li> <li>奈良市帝塚山地域ふれあい会館の利用料金の上限額を設定する。(別表関係)</li> </ol>
5	施行期日	令和7年4月1日	所管部課	市民部 地域づくり推進課

#### 奈良市地域ふれあい会館条例 新旧対照表

	現行				Ş	<b></b>	
(名称及び位置)				(名称及び位置)			
第2条 会館の名称及び位置は、次	欠のとおりとす	<sup>-</sup> る。	第 2	条 会館の名称及び位置は	は、次	のとおりとす	-る。
名称		位置		名称			位置
略	略			略	H	格	
奈良市二名地域ふれあい会館	略			奈良市二名地域ふれあい会	館	格	
				奈良市帝塚山地域ふれあい	<u>会</u>	奈良市帝塚山	南二丁目11番2号
				<u>館</u>			
別表 (第4条関係)			別表	(第4条関係)			
区分		利用料金(1時間当たり)		区分			利用料金(1時間当たり)
略略略		円 略		略	略		円 略
略略		略		略	略		略
奈良市二名地域ふれあい会略 館		略		奈良市二名地域ふれあい会 館	路		略
				奈良市帝塚山地域ふれあい	大会	<u>議室</u>	<u>1, 120</u>
				<u>会館</u>	会議	<u>室A</u>	<u>560</u>
					会議	<u>室B</u>	<u>560</u>
備考略				備考略			

1 名 称	奈良市道路占用料に関する条例及び奈良市法定の	外公共物の管理	門に関する条例の一部を改正する条例
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等		4 制定改廃 の概要	<ol> <li>占用料の減免及び納期限について規則で規定することとする。(第1条及び第2条による改正)</li> <li>道路法施行令第7条第8号に掲げる施設の占用料について、 徴収単位を変更する。(第1条による改正) 改正前 占用面積1平方メートルにつき1月 改正後 占用面積1平方メートルにつき1年</li> </ol>
3 制定改廃の理由	・占用料の不徴収となる物件、占用料の減免の可否に係る基準及び納期限についてこれらの条例の施行規則で明確に規定することとし、道路占用及び法定外公共物の管理に係る業務を適正に実施できるようにするため。 ・道路法施行令(昭和27年政令第479号)第7条第8号に掲げる施設の占用料について、徴収単位を変更することで、占用料の徴収を適正に実施できるようにするため。		
5 施行期日	令和7年4月1日	所管部課	建設部 土木管理課

#### 奈良市道路占用料に関する条例 新旧対照表 (第1条による改正)

現行	改正案
(趣旨)	(趣旨)
第1条 道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第39条の規定	第1条 道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第39条の規定
により道路の占用とついては、この条例の	により道路の占用 <u>(規則で定める場合を除く。)</u> については、この条例の
定めるところにより道路占用料(以下「占用料」という。)を徴収する。	定めるところにより道路占用料(以下「占用料」という。)を徴収する。
(占用料の納付)	(占用料の納付)
第3条 占用料は、市長が指定する期日までに	第3条 道路占用者(法第32条第3項に規定する道路占用者をいう。)は、
一一括して納入しなければならない。ただ	<u>規則で定める期日までに占用料を</u> 一括して納入しなければならない。ただ
し、市長が必要と認めたときは、 <u>会計年度毎に</u> 分納することができる。	し、市長が必要と認めたときは、 <u>会計年度ごとに</u> 分納することができる。
2 前項ただし書の規定により分納する場合の占用料の納期限は、各会計年	2 前項ただし書の規定により分納する場合の占用料の納期限は、 <u>会計年度</u>
<u>度ごとに</u> 当該会計年度の当初において市長が指定する期日とする。	<u>ごとに</u> 当該会計年度の当初において市長が指定する期日とする。
(占用料の減免)	(占用料の減免)
第4条 占用料は、市長が特別の事情があると認めたときは、減免すること	第4条 市長は、規則で定める場合は、第1条の規定にかかわらず、占用料
<u>ができる。</u>	を減免することができる。
(延滞金の徴収)	(延滞金の徴収)
第6条 法第73条第1項の規定による督促を受けた者は、第3条の市長が指	第6条 法第73条第1項の規定による督促を受けた者は、第3条の規則で定
<u>定する期日</u> 後に占用料を納付する場合においては、当該納付金額に、 <u>その</u>	<u>める期日</u> 後に占用料を納付する場合においては、当該納付金額に、 <u>その</u>
指定する期日 の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該金額が2,000	期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該金額が2,000
円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であると	円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であると
きは、当該金額につき年14.5パーセント(当該指定する期日の翌日から1	きは、当該金額につき年14.5パーセント(当該指定する期日の翌日から1
月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント)の割合を乗じ	月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント)の割合を乗じ
て計算した金額に相当する延滞金額(その額に100円未満の端数があると	て計算した金額に相当する延滞金額(その額に100円未満の端数があると
き、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額	き、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額
を切り捨てる。)を加算して納付しなければならない。	を切り捨てる。)を加算して納付しなければならない。
(条例施行の細目)	
第7条 この <u>条例施行</u> について必要な事項は、 <u>市長が</u> 定める。	第7条 この <u>条例の施行</u> について必要な事項は、 <u>規則で</u> 定める。

現行					改正案						
長(第2条関係)					別	表(第2条関係)					
占用物件		単位	占用料			占用物件		単位	占用料		
略	略		略	略		略	略		略	略	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び 同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平 方メートルに				ー 号に掲げる工事用施設及び 号げる工事用材料		占用面積1平 方メートルに			
令第7条第6号 同条第7号に挑		<b>设建築物及び</b>	つき1月	140円		令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び 同条第7号に掲げる施設		つき1月	140		
令第7条第8				Aに0.009を 乗じて得た額		令第7条第8 号に掲げる施	トンネルの_				
設	下の地下を除く。)に設けるもの					設	下の地下を除るもの	余く。)に設け	つき1年		
	上空に設けるもの			Aに0.017を 乗じて得た額			上空に設けるもの			Aに0.017を 乗じて得た8	
	地下(トンネ ルの上の地			Aに0.004を 乗じて得た額			地下(トンネ ルの上の地			Aに0.004を 乗じて得た額	
	下を除く。) に設けるも			Aに0.006を 乗じて得た額			下を除く。) に設けるも	階数が2の もの		Aに0.006を 乗じて得た額	
		階数が3以 上のもの		Aに0.007を 乗じて得た額			0)	階数が3以 上のもの		Aに0.007を 乗じて得た額	
	その他のもの	その他のもの		Aに0.025を 乗じて得た額		その他のもの			Aに0.025を 乗じて得た額		
令第7条第9 号に掲げる施	建築物		占用面積1平 方メートルに	Aに0.012を 乗じて得た額		令第7条第9 号に掲げる施	建築物			Aに0.012を 乗じて得た額	
設	その他のもの	)	つき1年	Aに0.009を 乗じて得た額		設	その他のもの	n		Aに0.009を 乗じて得た額	
略			略			略			略		

現行	改正案
備考	備考
1~9 略	$1 \sim 9$ 略
10 1件 の占用料の額が100円未満のときは、100円とする。	10 <u>占用物件1件</u> の占用料の額が100円未満のときは、100円とする。
11 1件 の占用料の額に10円未満の端数があるときは、これ	11 <u>占用物件1件</u> の占用料の額に10円未満の端数があるときは、これ
を切り上げる。	を切り上げる。

#### 奈良市法定外公共物の管理に関する条例 新旧対照表 (第2条による改正)

現行	改正案
(占用料の徴収)	
第5条 占用等の許可(前条第1項第1号に規定する行為に係るものに限	
る。) を受けた者(以下「占用者」という。) は	る。)を受けた者(以下「占用者」という。)は <u>、規則で定める場合を除</u>
、占用料を納入しなければならない。	<u>き</u> 、占用料を納入しなければならない。
2 • 3 略	2 • 3 略
4 占用料は、市長が指定する期日までに 一括して納入しなければな	4 占用者は、規則で定める期日までに占用料を一括して納入しなければな
らない。ただし、市長が必要と認めたときは、会計年度ごとに分納するこ	らない。ただし、市長が必要と認めたときは、会計年度ごとに分納するこ
とができる。	とができる。
5 前項ただし書の規定により分納する場合の占用料の納期限は、各会計年	5 前項ただし書の規定により分納する場合の占用料の納期限は、会計年度
<u>度ごとに</u> 当該会計年度の当初において市長が指定する期日とする。	<u>ごとに</u> 当該会計年度の当初において市長が指定する期日とする。
6 略	6 略
(占用料の免除)	(占用料の減免)
第6条 市長は、占用等の許可に係る工作物等が次のいずれかに該当するも	第6条 市長は、規則で定める場合は、前条第1項の規定にかかわらず、占
のであるときは、占用料を免除するものとする。	用料を減免することができる。
(1) 国、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第	
ー 体又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)	
第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)が行う	
   (2) 鉄道施設及び鉄道事業法(昭和61年法律第92号)に規定する鉄道事	
業者がその鉄道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設	
(3) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)に規定する選挙運動のために使	
用する立札、看板その他の物件	
(4) 電気事業法 (昭和39年法律第170号) 第2条第1項第17号に規定する	

電気事業者又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5号に

現行	改正案
規定する電気通信事業者(市長が認める者に限る。)が設ける架空の横	
断電線又は横断電話線及び各戸引込線	
2 前項に規定するもののほか、市長が公益上その他特別の理由があると認	
めるときは、占用料の全部又は一部を免除することができる。	
(許可の取消し等)	(許可の取消し等)
第12条 略	第12条 略
(1)~(3) 略	(1)~(3) 略
2 市長は、次のいずれかに該当するときは、前項に規定する処分をし、又	2 市長は、次のいずれかに該当するときは、前項に規定する処分をし、又
は必要な措置をとることができる。	は必要な措置をとることができる。
(1) 国、独立行政法人	(1) 国、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第
、地方公共団体又は地方	2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)、地方公共団体又は地方
独立行政法人	独立行政法人 (地方独立行政法人法 (平成15年法律第118号) 第2条第1
が、法定外公共物に関する工	<u>項に規定する地方独立行政法人をいう。)</u> が、法定外公共物に関する工
事を施工するためにやむを得ない必要が生じたとき。	事を施工するためにやむを得ない必要が生じたとき。
(2) 略	(2) 略

1 名 称	奈良市水道事業布設工事監督者の配置基準及び	資格基準並びに	水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等	・生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令第102号)第2条による水道法施行令(昭和32年政令第336号)の一部改正・生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令(令和6年厚生労働省令第65号)第3条による水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)の一部改正	4 制定改廃の概要	1. 水道事業の布設工事監督者の資格要件を改める。(第3条関係)  2. 簡易水道事業の布設工事監督者の資格要件を改め、給水人口5万人以下の水道事業の布設工事監督者についても同様の資格要件とする。(第3条関係)  3. 水道事業の水道技術管理者の資格要件を改める。(第4条関係)  4. 簡易水道事業の水道技術管理者の資格要件を改め、給水人口5万人以下の水道事業の水道技術管理者についても同様の資格
3 制定改廃の理由	・上記の政令及び省令の一部改正に伴い、水 道事業、簡易水道事業及び給水人口5万人 以下の水道事業の布設工事監督者及び水道 技術管理者の資格要件が改められるため、 所要の改正を行うもの。		要件とする。(第4条関係)
5 施行期日	令和7年4月1日	所管部課	企業局 事業部 水道計画課

#### 奈良市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
(布設工事監督者の資格)	(布設工事監督者の資格)
第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。	第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。
(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。	(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。
以下同じ。 <u>) の</u> 土木工学科又はこれに相当する課程 <u>において衛生</u>	以下同じ。 <u>)において</u> 土木工学科又はこれに相当する課程
工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道	を修めて卒業した後、3年以上水道、
	工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この項において「水道等」と
に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	<u>いう。)</u> に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 <u>(1年6箇月</u>
	以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)_
(2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれ	(2) 学校教育法による大学において機械工学科若しくは電気工学科又は
に相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以	<u>これら</u> に相当する課程
<u>外の学科目</u> を修めて卒業した後、 <u>3年以上水道</u> に関する技術上の実務	を修めて卒業した後、 <u>4年以上水道等</u> に関する技術上の実務
に従事した経験を有する者	に従事した経験を有する者 <u>(2年以上水道に関する技術上の実務に従事</u>
	した経験を有する者に限る。)
(3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含	(3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含
む。)又は高等専門学校にお	む。)又は高等専門学校 <u>(次号において「短期大学等」という。)</u> にお
いて土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専	いて土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専
門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、	門職大学の前期課程にあっては、修了した後 <u>次号において同じ。</u> )、
5年以上 <u>水道</u> に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	5年以上 <u>水道等</u> に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 <u>(2年</u>
	6 箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限
	<u>る。)</u>
	(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課
	程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事し
	た経験を有する者 (3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験
	を有する者に限る。)
(4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校	<u>(5)</u> 学校教育法による高等学校又は中等教育学校 <u>(次</u> 号において「高等

現行

において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒 業した後、7年以上水道 に関する技術上の実務に従事した経験を有す る者

- (5) 10年以上水道 の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有す る者
- (6) 第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法による大学院研究 科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した 後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻 を修了した後、第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者に あっては2年以上水道 に関する技術上の実務に従事した経験を有する 者
- (7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学 科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科 目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以 上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道 に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

学校等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒 業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有す る者(3年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有す る者に限る。)

改正案

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課 程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事し た経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験 を有する者に限る。)
- (7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有す る者(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有す る者に限る。)
- (8) 第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法による大学院研究 科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した 後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻 を修了した後、第1号の卒業者にあっては2年以上、第2号の卒業者に あっては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する 者(第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては1 年6筒月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限 る。)
- (9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程
  - を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以 上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等 に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(それぞれ当該各号に 規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実 務に従事した経験を有する者に限る。)
- (8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次 (10) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次

現行

上の実務に従事した経験を有するもの

試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業 用水道を選択した者に限る。)であって、1年以上水道に 関する技術

簡易水道事業の用に供する水道(以下「簡易水道」という。)について2 は、前項第1号中「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第2号中 「3年以上」とあるのは「1年6箇月以上」と、同項第3号中「5年以上」 とあるのは「2年6箇月以上」と、同項第4号中「7年以上」とあるのは 「3年6箇月以上」と、同項第5号中「10年以上」とあるのは「5年以上」 と、同項第6号中「第1号の卒業生にあっては1年以上」とあるのは「第 1号の卒業生にあっては6箇月以上」と、「2年以上」とあるのは「1年 以上」と、同項第7号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数 の2分の1以上」と、同項第8号中「1年以上」とあるのは「6箇月以上」 とそれぞれ読み替えるものとする。

#### 改正案

試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業 用水道を選択した者に限る。)であって、1年以上水道等に関する技術 上の実務に従事した経験を有するもの(6箇月以上水道に関する技術上 の実務に従事した経験を有する者に限る。)

- (11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条第1項及び第2項の 規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、 3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(1 年6筒月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限 る。)
- 簡易水道事業又は給水人口が5万人以下である水道事業の用に供する水 道(以下「簡易水道等」という。)については、前項第1号中「3年以上 水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この項において「水道等」 という。)に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6箇月 以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」 あるのは「1年6筒月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有 する者」と、同項第2号中「4年以上水道等に関する技術上の実務に従事 した経験を有する者(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験 を有する者に限る。)」とあるのは「2年以上水道に関する技術上の実務 に従事した経験を有する者」と、同項第3号中「5年以上水道等に関する 技術上の実務に従事した経験を有する者(2年6箇月以上水道に関する技 術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」とあるのは「2年6箇 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第 4号中「6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限 る。)」とあるのは「3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験 を有する者」と、同項第5号中「7年以上水道等に関する技術上の実務に 従事した経験を有する者 (3年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従

現行	改正案
	事した経験を有する者に限る。)」とあるのは「3年6箇月以上水道に関
	する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第6号中「8年以
	上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道
	に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」とあるのは
	「4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同
	項第7号中「10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験
	を有する者 (5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を
	有する者に限る。)」とあるのは「5年以上水道の工事に関する技術上の
	実務に従事した経験を有する者」と、同項第8号中「2年以上、第2号の
	卒業者にあっては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を
	有する者(第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあって
	は1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に
	限る。)」とあるのは「1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6箇月
	以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第9
	号中「最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有
	する者(それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以
	上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」とあ
	<u>るのは「水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務</u>
	に従事した経験を有する者」と、同項第10号中「1年以上水道等に関する
	技術上の実務に従事した経験を有する者(6箇月以上水道に関する技術上
	<u>の実務に従事した経験を有する者に限る。)」とあるのは「6箇月以上水</u>
	道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第11号中「3
	年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6箇
	月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」
	とあるのは「1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を
	有する者」とそれぞれ読み替えるものとする。
(水道技術管理者の資格)	(水道技術管理者の資格)

現行

- 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。
  - (1) 前条の規定により簡易水道以外の水道の布設工事監督者たる資格を 有する者

(2) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木 工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこ れらに相当する学科目

を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程に あっては、修了した後)、同項第1号に規定する学校を卒業した者につ いては4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者(同法による 専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については6年以上、 同項第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関す る技術上の実務に従事した経験を有する者

#### (3) 略

学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する 学科目以外の学科目を修めて卒業した(当該学科目を修めて学校教育法 による専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課 程」という。)を修了した場合を含む。)後、同項第1号に規定する学 校を卒業した者については5年以上、同項第3号に規定する学校を卒業 した者(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)に ついては7年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については

#### 改正案

- (1) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において十木 工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後 (学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次 号において同じ。)、同項第1号に規定する学校を卒業した者について は3年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門 職大学の前期課程にあっては、修了した者。次号において同じ。)につ いては5年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については7 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において 工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相 当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除 く。)を修めて卒業した後

、同項第1号に規定する学校を卒業した者につ いては4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者

については6年以上、

同項第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関す る技術上の実務に従事した経験を有する者

#### (3) 略

(4) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工 (4) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工 学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程 並びにこれらに相当する 課程 以外の課程 を修めて卒業した(当該課程 を修めて学校教育法 による専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課 程」という。)を修了した場合を含む。)後、同項第1号に規定する学 校を卒業した者については5年以上、同項第3号に規定する学校を卒業 した者(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)に ついては7年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については

現行 改正案 9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (5) 外国の学校において、第2号 に規定する学科目又は (5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程 又は 前号に規定する課程 に相当する課程 を、それぞれ当該各号に規定す 前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定す る学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各 る学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各 号において卒業した者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技 号において卒業した者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技 術上の実務に従事した経験を有する者 術上の実務に従事した経験を有する者 (6) 略 (6) 略 (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門 に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限 る。) であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を 有するもの (8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理 に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技 術上の実務に従事した経験を有するもの - 簡易水道に ついては、前項第1号中「簡易水道以外の水道」とあるの2 簡易水道等については、前項第1号中「3年以上」とあるのは「1年6 箇月以上」と、「5年以上」とあるのは「2年6箇月以上」と、「7年以 は「簡易水道 のは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以」のは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以 上 | とあるのは「4年以上 | と、同項第3号中「10年以上 | とあるのは「5 上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5 年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6箇月以上」と、 - 年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6箇月以上」と、 「7年以上」とあるのは「3年6箇月以上」と、「9年以上」とあるのは 「7年以上」とあるのは「3年6箇月以上」と、「9年以上」とあるのは 「4年6箇月以上」と、同項第5号中「最低経験年数以上」とあるのは「最 「4年6箇月以上」と、同項第5号中「最低経験年数以上」とあるのは「最 低経験年数の2分の1以上」と 低経験年数の2分の1以上」と、同項第7号中「1年以上」とあるのは「6 箇月以上」と、同項第8号中「3年以上」とあるのは「1年6箇月以上」 それぞれ読み替えるものとする。 とそれぞれ読み替えるものとする。